

明治期・大正期の少年事件報道

兇悪なる強盗少年

拳銃で二人を撃つ

三日午前十時五十分頃市内下西山町岡七郎方に未だ年若げなる一人の曲者押入りたれば七郎は目を覺してクツと賊を抱き締たるに賊は懐中より短銃を取出し七郎及び其婿にて吳海軍工廠の技師なる剛松清治(十)の二名を射撃し剛松は間もなく絶命し七郎も重傷なり急報に接し検事局及び警察にては直に活動を開始し四日午前十時半に至り市内に於て犯人を逮捕したるが道奴は意外にも被害者七郎の次男茂と共に市内鎮西學館に在學し昨年退學せる市内元紙屋町竹下徳治長男敏英(十)なりき同人の父は學校教師なるが前記兇行用の拳銃は敏英が今春其所れて竊取したるものなり(長崎電報)

月島三人殺しの

犯人逮捕せらる

十七歳の悪少年

兇行の原因は金

去六日の午前三時半頃京橋區月島海岸道十一の二鹿島林之助(十)方に於て同人及び母久保田とめ(九)が何者にか慘殺され姉娘木九(十)も亦重傷を負はされた持事あつて以來、警視廳を始め月島署では晝夜熱心犯人の搜索に従事し、九日の午前八時頃に至つて



入江萬太郎

腎肉斬の犯人は

十六歳の少年

生つきさの色情狂

小石川區にて二回淫婦人の腎肉斬事件あり所轄富坂署にては刑事は勿論常務巡查迄召集して専ら探偵の歩を進め居たるが愈七日午後五時に至り其犯人嫌疑者として小石川區表町八二大工職入江新吉(十)の孫萬太郎(十)を拘引し取調の結果愈同人の所爲なる事を自白せり

中學生の

黒手組

爆弾で脅迫す

岡山縣津野郡一宮村大字幸川の豪農深井吉次郎方へ去十一月十九日脅迫状を送り五十圓を強請し次で本月六日又も脅迫状を恣より投込み八十圓を強請し更に

爆弾を投じ

て椅子を破壊したる曲者あり事件發生以來石井、岡山、總社の三警察署協力して搜索中なりしが十日又々同一宮村酒造家黒住豊次郎方へ脅迫状を送り「十一日午後五時より六時迄に金百圓を吉備津神社鳥居の根元に持ち來れ若し違背せば更に爆弾を御見舞申さん吾等同志六名は目的を達するまでは此處に滞在して有らぬ手段を講ずべし」とありたれば

少年忍び寄り

たれば警官は之を誰何せしに山林中に逃込みたれば追ひ縋り上げ石井署に拘り取調たるに同一宮村字一宮の諸新聞紙賣捌店黒住勇次郎にして男の實弟勇助の養子なる岡山縣立中學校二年級組級長黒住テロ(十)にて尙共犯として

少年忍び寄り

十一日拂脱郡津野郡常磐村字溝口の縣立岡山中學校二年級組室津潤(十)を自宅にて引捕へ石井署に引立てたり(岡山電報)

京橋高等小學生徒

他校の生徒を殺す

▽加害少年自殺を企つ

昨日午後二時頃京橋區木挽町一の十四 尙雨人の推挙に就て聞くに被害者は學
 番地先に於て小學生が小學生を殺害し 校の成續中の下に位し日頃附近の子供
 たる事件あり、加害者は同番地種草雜 共に柔道を極古し居れるが性質は家
 貨商山本常次郎長男勝之助(ト)にて同 庭の關係上等のムツツリした方なり
 區明石町なる京橋高等小學校二年生な 之に反し加害者勝之助は却て成績よく
 るが同時刻

▽憂鬱主として 司馬トリ

女強盜

一途に捕はる

▽十七歳の處

廿四日夜十時半頃深川區和倉町卅七
 番地大澤孝治(ト)方へ手斧を以て闖
 入し留守居せる同人の妹(ト)ちよ(ト)
 を脅かし現金衣類金時計等を

▽榮不良少女

入し留守居せる同人の妹(ト)ちよ(ト)
 を脅かし現金衣類金時計等を

又も埼玉縣に 小學生の刃傷

▽粗暴なる落第生

埼玉縣秩父郡大河原村小學校高等一年
 生同村字奥澤高野毎平次男波平(ト)は
 性質粗豪にて本年落第以來他の兒童
 等の爲め嘲弄さるゝを憤慨し居たる折
 柄二十八日午後一時頃同人は學校に於
 て同級生なる同村字御堂、吉川長次郎
 長男組義(ト)が波平を嘲りたりと聴き
 組義が教室より校庭に出でんこする務
 方より突然切出小刀を以て脊中を突き
 刺し長さ一寸深き七分の傷を負はせた
 るより大騒ぎとなり職員馳せ付け醫師
 を招きて被害者に手当を加へ自宅に送
 りたるが加害者の父兄は之を視察にせ
 んこ奔走中二十九日小川警察署の知る
 所となり目下關係者を取調中なるが被
 害者は生命には別状なかるべし尙被害
 者は學用品行共に優等に於て他の模範
 となり居たる者なり(論和電話)

小學生友達を 刺殺す

▽幻燈映畫紛失が因

山梨縣西八代郡豊和村立高等小學校高
 等科二年生同村字方師、森作四男廣
 (ト)は十五日午後六時頃同級生同村字
 大木房吉長男小池友次郎(ト)と同村益
 田分教場の廣場にて口論の末廣は鉛筆
 削の小刀を以て友次郎の左肋骨三枚目
 より深き四寸ばかり突き刺して即死せ
 しめ逃走したるが十六日正午同郡初鹿

活動寫眞の罪

一十六人の不良小學生

▽軍隊組織で賊を働く

赤坂表前繁には去る二十五日夕刻
 大番酌の結果同區一ツ木町三四四洋
 洗濯業三橋彌太郎の弟なる府立工
 藝學校生徒三橋一則(ト)赤坂小學校
 生徒なる同區橋馬町三の二〇和木職
 勇三郎長男良恒太郎(ト)同區一ツ
 木町四十會社員若四郎長男眞川幸福
 (ト)外十三名を

引致し嚴重

調べを爲したる末一件書類のみは檢
 事局に送附したる上孰れも説教を加
 へて父兄に引渡したり此等兒童は本
 年春頃同區内活動寫眞發館に於て西
 洋活動寫眞の爪(ト)及(ト)笑の面(ト)を
 が惡化を受け本月七月以來三橋は
 其總指揮官となり團員には「ヘンリ」
 「ジャン」等一々名を付し一ツ木
 町三八四教寺の庭内に集合しては

泥棒の練習

組織を軍隊式とし團長の命令下に空
 果、孫等、等、其成績に由りて五
 厘より二千錢迄の賞を與ふる等の規
 約を設けて同團四〇名(ト)星野たけ
 及同團同業朝太郎方を初め外三
 十餘戸より約五十回に亙り金品六十
 餘圓を竊取したるものなり云ふ

初賣出し

一月二日より
 二、三、四日

特別景品提供

吉例により福袋り抽籤に
 て洩れなく進呈仕り候
 五日より十日まで

生花大會

池生派
 東京今川橋
 松屋呉服店



廣場雪の爲

此種の悪い小僧は市内の他の小學校に
 も多分ある事と見て目下十分警戒し
 居るので午後には學校とも連加を取つて
 相當の警戒を爲す前である

に倒壊す

（補足）関東大震災後の少年非行

大正12（1923）年9月1日に神奈川県相模湾沖を震源とした大地震

- ・「震災後東京の不良少年は激増した、また全国的にも教育の缺陷から生れる不良分子の数は増加する一方である」（朝日1924.1.9夕刊）
- ・「震災前の東京の不良少年には、喧嘩、恐喝の傾向が漸次減少しかけて居た。…それが震災直後には急に殺伐になつた」（夢野,1979:220）
- ・「東京少年審判所管内では、この未曾有の珍事の為に、不良少年にも著しき異状を來した。一朝にして家も無く器物もなくなり、寸時にして父母を喪ひ、兄姉を失ひ天涯孤獨の漂浪兒となつて仕舞つた彼等の多くが、不良行為に走るより外に途がなかつたことも又やむを得ない」（鈴木,1935:32）

**戦前期少年非行の
定義と概要**

**明治・大正期の少
年非行**

**昭和初期の
少年非行**

まとめ

昭和恐慌と非行少年

世界恐慌（1929）は、日本経済に大きな影響を与えた。この昭和恐慌は、物価や株価の急速な下落や企業の操業短縮や倒産を引き起こし、合理化における人員整理や賃金の引き下げなどによる大量の失業者を生み出すことになる。1936（昭和11）年をピークにして少年犯罪の検挙者数が増加していることがわかる。この検挙者数の増減については、経済的な影響とともに日中戦争等の戦局を含む政治的な情勢ともかかわってくる。

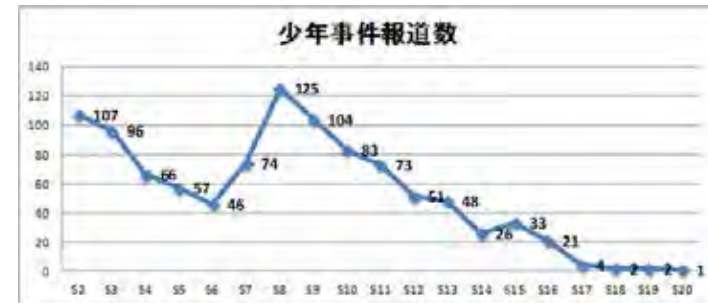
当時の不良少年に対する新聞報道:「時代と共に進む青少年の性的犯罪（読売1928.7.31計4回）」、「罪！不良！何が彼をそうしたか（読売1931.3.23計20回）」、「何が私を不良にしたか？（読売1935.5.2計20回）」、「不良への道（読売1940.4.20計7回）」など、『読売新聞』の紙面だけをとってあげても多くの非行少年に関わる特集が組まれている。

全国犯罪少年検挙数

	検挙数(名)
昭和6年	41,742
昭和7年	42,586
昭和8年	47,691
昭和9年	54,023
昭和10年	51,253
昭和11年	50,229
昭和12年	46,979
昭和13年	45,483
昭和14年	42,275

(注)不破武夫「晩近の少年犯罪について」より作成

少年事件報道数（読売新聞）



司法警察活動の拡充と暴力団構成員としての非行少年

非行少年に対する警察の姿勢は少年法が立法化されることで、従来の「保安警察」（福祉的な性格）加えて「司法警察」（刑事司法的な性格）としての側面も強くなっていた（旧少年法施行以後）。

（明治期）

警察当局も「犯罪捜査に当る監督者は巧に是等の親分を利用して捜査の実を挙げてみた」

（大正期～）

亀井警視總監の時代において、これらの「犯罪隠蔽団体」の親分を検挙

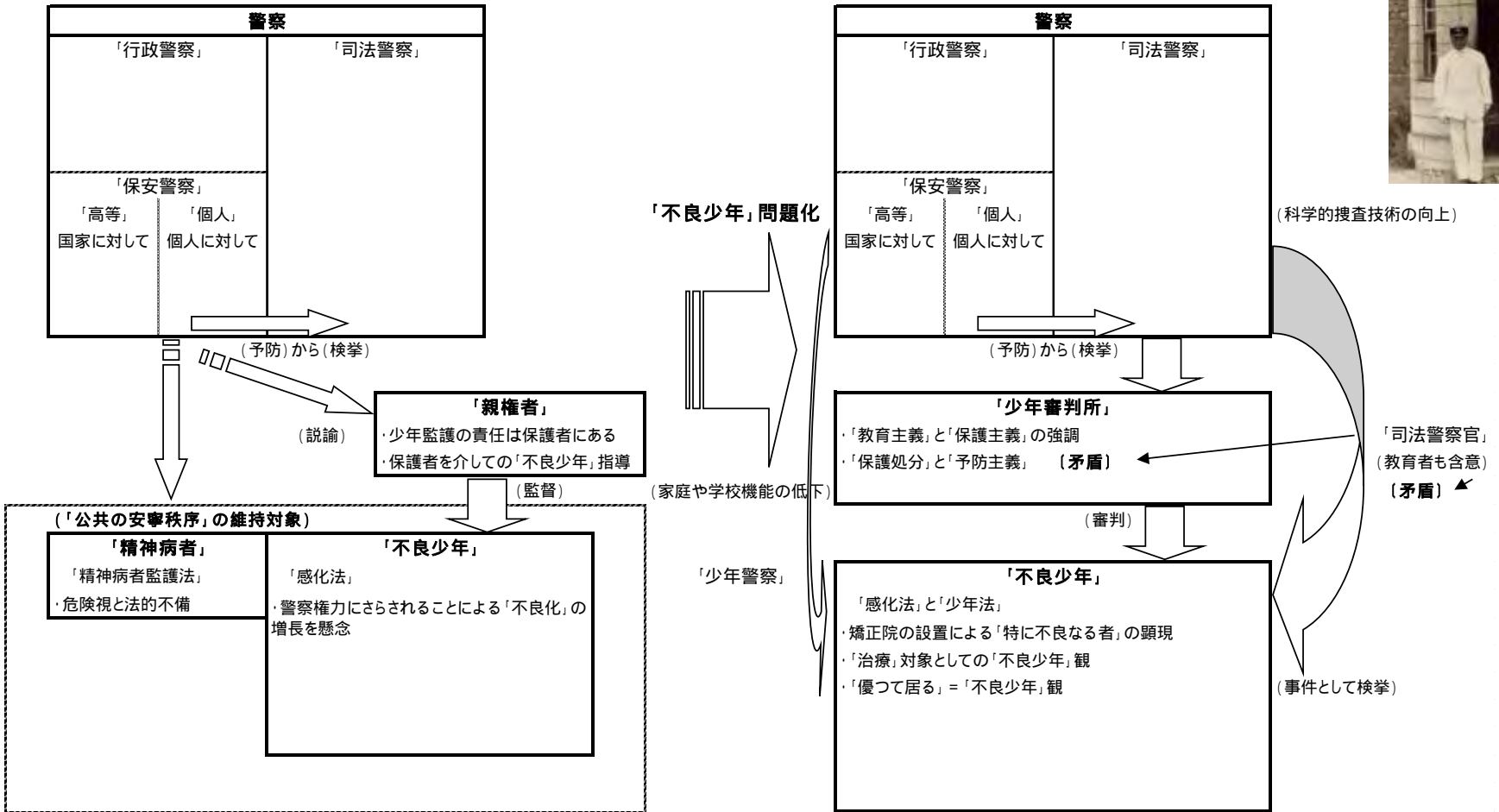
警察と暴力団との関係の変化は、非行少年にとっての暴力団を含めた「不良団」が、自らの身の隠し所としての機能を有する団体へと変わっていった。

非行少年に対する警察機関の変遷



明治期

大正期 (少年法施行以降)



(注) 作田誠一郎作成

「一口に不良少年と云つてもピンから切りまであるし、**兄貴分の暴力団**の方だつて上中下様々なるは云ふまでもない。従つて不良手段も千差万別だが、大体に於て彼等の遣ふことは、暴力行為を背景とするたかり、もらひ、カツ（脅喝）の三手を出でないと言つて差問へない」（陸1931:205）

（不良少年が暴力団へ移行する原因）

「その一は、**需要関係の増加**、その二は、不良少年並では近頃却々**飯が喰へぬと云ふ事実**、三は不良少年級より暴力団級の方が比較的××の**拘束力を受けぬ**と云ふ便宜、大体この三つだが、此の中一と二とは密接な因果関係があり、不良少年問題として特に注目に値するわけで、兎も角少し気の利いた奴は小さな縄張なんぞに固執せずに、ドシドシ浪人者（暴力団）を志すのである」（同書:208）

加害者（非行少年）の職種

保護事件職業別累年比較(東京少年審判所)

	昭和9年	昭和12年	昭和13年	昭和14年
農業	43	181	175	117
漁業	5	42	23	18
船乗	3	9	6	5
店員・小僧	799	897	729	471
飲食店出前持	73	58	44	49
自動車助手	166	132	76	60
書生	7	4	5	6
事務員・給仕	46	92	73	118
配達夫	71	90	94	99
職人・職工	393	705	703	978
仲仕・人夫	31	67	72	91
雑労働	66	15	14	13
女中	75	100	74	79
仲居	6	1	1	1
女給	40	47	37	25
芸妓	12	13	8	8
女工	14	21	11	23
看護婦	3	7	-	5
その他	22	172	103	163
無職	788	1,018	844	866
学生	220	227	253	443
計	2,883	3,898	3,345	3,638

(注) 不破武夫「輓近の少年犯罪について」より作成

「不良少女」問題

昭和2年6月21日	級友に打たれ女生徒死す、級長と副級長の喧嘩	昭和9年9月21日	放火犯人は意外、暗い十一娘、家を飛出して物乞い
昭和2年7月24日	十七娘が強盗、両刀を振廻して三圓あまり強奪	昭和9年11月13日 (夕)	狂女の放火
昭和3年3月18日	日本橋で若妻が幼女を絞殺す、養子の夫と父の争ひが因、きのふ白晝の兇行	昭和10年4月30日	一度ならず二度…美少年を斬る、十八娘の若葉狂亂
昭和3年7月16日	喧嘩の恨みで子供の放火	昭和10年6月25日 (夕)	早朝の戸を叩くは意外にも娘強盗、肉切庖丁で「金を出せ」
昭和4年2月21日	虐待を恨んで少女の放火、継母故に無給で働かされ父の許に歸りたく	昭和10年10月12日 (夕)	失踪子守の罪、申立てはみな嘘、主家の子は絞殺、けさ殺人、死體遺棄罪で送局
昭和4年4月14日	國へ歸りたさに女中の放火	昭和11年7月28日	幼き世界の争ひ！九ツの少女が放火、赤ンベをした虐めッ子
昭和7年12月4日 (夕)	今様八百屋お七娘戀の放火	昭和11年9月15日	月三圓で生活戦線へ迫はれた少女の放火
昭和8年3月23日 (夕)	十四少女の一念、十數回放火、辛い幸公が嫌さに	昭和11年12月6日	十七少女の銀行強盗、義理に猛き娘心、師走に喘ぐ義兄見兼ねて金策、居候・聽餘の荒稼ぎ
昭和8年3月30日	髮結の卵怨みの放火	昭和12年2月15日	十七娘の子殺し、愛人に捨られ
昭和8年5月15日	埼玉の火事は屋少女の放火	昭和13年5月11日	三ヶ所に放火、頭が變な十六少女
昭和8年7月1日 (夕)	主人を逆恨み—大井電気商の火事	昭和13年10月30日 (夕)	低能少女の兇劇、幼女を殺す
昭和8年9月22日	武蔵野學院の火事は放火、十五娘が歸郷したさの一念	昭和14年12月19日	少女の放火か
昭和9年9月11日	赤ン坊喰ふ少女、變質魔、警戒中二度まで	昭和15年7月26日 (夕)	北砂町の少女殺し、意外、犯人は十九娘、物盗りが發覺、兇行

(注)本表の事件は、すべて既完新聞の記事より作成した。

少女の凶悪事件では放火が多く認められる。放火が多い理由として、腕力や体力がなくてもすぐに相手に対する報復が可能であることや犯行の証拠隠滅などを遂げることがあげられる。

学校組織と非行少年

- ・「教育者の生活はあまりに現代と離れ過ぎてゐる。神の如き生徒相手の生活を数年やつてゐれば、変化の迅速な社会の事は判らなくなる。ここに教育者の社会的無知識をねらふ悪魔が襲来する」(河野1933:6)
- ・「生徒の父兄や社会は平和な時には教師を神の如く尊敬するが、一朝事ある時は法律の武器を以て其責任を問ひ、損害の賠償を請求する」(同書:6)

社会からある意味乖離した独自の世界観をもつ学校にいざ問題が発生すると、保護者から信頼は責任追求へと大きく反転する状況がある。また国立の感化院や矯正院などの新たな教育機関が整備されることで、一般の学校機関は不良化の進んだ少年への教育を譲る環境が整ってきた。そのために学校側の不良少年への消極的な姿勢は、感化・矯正教育機関への期待と依存へと向かわせ、不良少年を潜在化させていった。

事例：「学校、臭い物に蓋、警察当局憤慨す」（昭和7年6月29日）

「府立中の乱闘事件につき学校当局は外部に漏れるを恐れ目撃の学生に全部口止めをなし所轄板橋署にも何等報告をなさず内々でもみ消さんとしたが遂に板橋署の知るところとなり、二十八日午後四時同署から係官出張取調べを行つた、同署では事件を隠蔽せんとした学校当局の態度に憤慨し嚴重警告を与へることになつた」

学校内における不祥事の隠蔽